



平成 25 年 10 月 7 日

各 位

会 社 名：ナノキャリア株式会社
代表者名：代表取締役社長 中 富 一 郎
(コード：4571 東証マザーズ)
問合せ先：取締役 CFO 兼社長室長 中 塚 琢 磨
(TEL：03-3548-0217)

新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 10 月 7 日開催の取締役会において、新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。また、当該売出しにより、主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社は、日本発の最先端ナノテクノロジー技術を活用し、ミセル化ナノ粒子の中に低分子化合物の薬物を封入した DDS 抗がん剤を中心に革新的な医薬品の開発を進めております。現在、臨床試験段階にあるパクリタキセルミセル (NK105)、シスプラチン誘導体ミセル (NC-6004)、ダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016) 及びエピルビシンミセル (NC-6300) の合計 4 つの主要パイプラインを有しており、国内外で早期申請・承認に向けて開発を進めています。また、新規開発パイプラインについては、抗体とミセル化ナノ粒子技術を結合させるシステム ADCM (Antibody Drug-Conjugated-Micelle) の開発を進め、低分子医薬品に加え、siRNA などの核酸やタンパク質など高分子医薬品などを対象にした医薬品候補の研究開発を進め、国内外の研究機関や製薬企業との共同研究やフィージビリティスタディも意欲的に進めております。

当社は、各種医薬品パイプラインの研究開発段階にあり、製品の承認・上市に至るまでには長期の時間と多額の研究開発費用が必要であり、研究開発の進捗に伴い安定的な資金を先行して確保する必要があります。このため、当社は、株式上場以降においても第三者割当増資等により資金調達を実施し、平成 24 年 3 月に実施した増資を契機に NC-6004 や NC-4016 など主要パイプラインの自社開発や新規パイプラインの拡充を進めてまいりました。しかし、主要パイプラインの早期承認や製品パイプラインの拡張を目指し、自社開発を加速化するためには長期的な視野に立脚した適確な試験計画を立案することが必要です。具体的には、承認獲得を確実にするための十分な臨床試験患者数を確保する必要があり、これに加え、適応対象分野の拡大や臨床試験実施を含めた新規パイプラインの拡充を継続的に進めていくには、今後もより長期、かつ、安定した資金の確保がますます重要になってきています。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法 (以下「米国証券法」という。) に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

現在、当社では自社開発を進めているシスプラチン誘導体ミセル（NC-6004）及びダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）についてグローバルな視野に立った開発を進めており、早期承認を目指して規模を拡大しながら欧米、日本及びアジア地域における臨床開発を早期・計画的に推し進めるとともに、siRNA、ADCM（プロテアソーム阻害剤）など新規パイプラインの拡充、臨床開発への移行のための研究開発費用として今回の資金調達を行うことを決定しました。

本資金調達により当社の財務基盤を強固にし、主要パイプラインの計画的かつ迅速な開発を促進することが可能となり、一日でも早く医薬品承認を取得し、製品を上市するという目標を達成することによって事業価値、企業価値を最大化させることにつながるものと確信しております。

記

I. 新株式発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（国内一般募集及び海外募集）（下記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募集株式の種類及び数
- | | |
|---|--|
| ① | 下記(4)①に記載の国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 5,600 株 |
| ② | 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 28,000 株 |
- (2) 払込金額の決定方法
- 日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第 25 条に規定される方式により、平成 25 年 10 月 21 日(月)から平成 25 年 10 月 23 日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定します。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額
- 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- (4) 募集方法
- ①国内一般募集
- 国内における公募による新株式発行に係る募集（以下「国内一般募集」という。）は一般募集とし、JPモルガン証券株式会社（国内引受会社）に国内一般募集に係る全株式を買取引受けさせます。国内一般募集は、当社の資金調達先及び株主構成の多様化を図るため、国内の適格機関投資家（金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家をいい、個人投資家を除く。以下同じ。）を対象として行われ、国内引受会社は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

に関する規則」に従って配分を行います。

②海外募集

海外における新株式発行に係る募集（以下「海外募集」という。）は米国及び欧州を中心とする海外（ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売に限ります。）における募集とし、J. P. Morgan Securities plc（海外引受会社）に海外募集に係る全株式を買取引受けさせます。

なお、上記①及び②に記載の各募集に係る株式数については、国内一般募集株数 5,600 株及び海外募集株数 28,000 株を目処に募集を行いますが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。

また、上記①及び②に記載の各募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。

なお、国内一般募集、下記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」（4）①に記載のオーバーアロットメントによる国内売出し並びに海外募集、下記 2. に記載の海外売出し及び下記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」（4）②に記載のオーバーアロットメントによる海外売出しのグローバル・コーディネーターは J P モルガン証券株式会社であります。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とします。
- (6) 申込期間（国内） 発行価格等決定日の翌営業日とします。
- (7) 払込期日 平成 25 年 10 月 28 日(月)から平成 25 年 10 月 30 日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とします。
- (8) 申込株数単位 1 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任します。
- (10) 国内一般募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

2. 当社株主による株式売出し（海外売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 8,400 株
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 価 格 未 定（発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 し ま す。な お、売 出 価 格 は 国 内 一 般 募 集 及 び 海 外 募 集 に お け る 発 行 価 格（募 集 価 格）と 同 一 と し ま す。）
- (3) 売 出 価 額 未 定（発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 し ま す。な お、売 出 価 額 は 国 内 一 般 募 集 及 び 海 外 募 集 に お け る 払 込 金 額 と 同 一 と し ま す。）
- (4) 売 出 人 及 び ウ ィ ズ ・ ヘ ル ス ケ ア P E 1 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合： 7,700 株
売 出 株 式 数 シ ー エ ス ケ イ ブ イ シ ー 技 術 革 新 成 長 支 援 フ ァ ン ド 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合：700 株
- (5) 売 出 方 法 米 国 及 び 欧 州 を 中 心 と す る 海 外（た だ し、米 国 に お い て は 1933 年 米 国 証 券 法 に 基 づ く ル ー ル 144 A に 従 っ た 適 格 機 関 投 資 家 に 対 す る 販 売 に 限 り ま す。）に お け る 売 出 し と し（以 下「海 外 売 出 し」とい う。）、J.P. Morgan Securities plc（海 外 引 受 会 社）の 総 額 買 取 引 受 け に よ り 行 わ れ ま す。
- (6) 引 受 人 の 対 価 売 出 し に お け る 引 受 人 の 対 価 は、売 出 価 格 か ら 引 受 人 よ り 上 記（4）に 記 載 の 売 出 人 に 支 払 わ れ る 金 額 で あ る 売 出 価 額 を 差 し 引 い た 額 の 総 額 と し ま す。
- (7) 受 渡 期 日 国 内 一 般 募 集 及 び 海 外 募 集 に お け る 払 込 期 日 の 翌 営 業 日 と し ま す。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (9) 売 出 価 格、そ の 他 当 社 株 主 に よ る 株 式 売 出 し に 必 要 な 一 切 の 事 項 の 決 定 に つ い て は、代 表 取 締 役 社 長 に 一 任 し ま す。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考> 1. 及び2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 下 記 ① 及 び ② の 合 計 に よ る 当 社 普 通 株 式 6,300 株
種 類 及 び 数 ① 下 記（4）① に 記 載 の オ ー バ ー ア ロ ッ ト メ ン ト に よ る 国 内 売 出 し の 対 象 株 式 と し て 当 社 普 通 株 式 840 株
② 下 記（4）② に 記 載 の オ ー バ ー ア ロ ッ ト メ ン ト に よ る 海 外 売 出 し の 対 象 株 式 と し て 当 社 普 通 株 式 5,460 株
な お、上 記 売 出 株 式 数 は 上 限 を 示 し た も の で あ り ま す。国 内 一 般 募 集 並 び に 海 外 募 集 及 び 海 外 売 出 し の 需 要 状 況 等 に よ り 減 少 し、又 は オ ー バ ー ア ロ ッ ト メ ン ト に よ る 売 出 し そ の も の が 全 く 行 わ れ ない 場 合 が あ り ま す。売 出 株 式 数 は、国 内 一 般 募 集 並 び に 海 外 募 集 及 び 海 外 売 出 し の 需 要 状 況 等 を 勘 案 し た 上 で、発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 さ れ ま す。
- (2) 売 出 人 ① 下 記（4）① に 記 載 の オ ー バ ー ア ロ ッ ト メ ン ト に よ る 国 内 売 出 し
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

②下記（４）②に記載のオーバーアロットメントによる海外売出し

J.P. Morgan Securities plc

(3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定します。なお、売出価格は国内一般募集及び海外募集における発行価格（募集価格）と同一とします。）

(4) 売 出 方 法 ①オーバーアロットメントによる国内売出し

国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、J Pモルガン証券株式会社が当社株主から 840 株を上限として借入れる当社普通株式の国内における売出し（オーバーアロットメントによる国内売出し）を行います。オーバーアロットメントによる国内売出しは、当社の資金調達先及び株主構成の多様化を図るため、国内の適格機関投資家を対象として行われ、J Pモルガン証券株式会社は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って配分を行います。

②オーバーアロットメントによる海外売出し

海外募集及び海外売出しの需要状況等を勘案した上で、J.P. Morgan Securities plc が当社株主から J Pモルガン証券株式会社を經由して 5,460 株を上限として借入れる当社普通株式の米国及び欧州を中心とする海外（ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売に限ります。）における売出し（オーバーアロットメントによる海外売出し）を行います。

(5) 申 込 期 間 （ 国 内 ） 国内一般募集における申込期間と同一とします。

(6) 受 渡 期 日 国内一般募集及び海外募集における払込期日の翌営業日とします。

(7) 申 込 株 数 単 位 1株

(8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任します。

(9) オーバーアロットメントによる国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

4. 第三者割当による新株式発行（下記<ご参考>2. を参照のこと。）

- (1) 募集株式の 種類 及び 数 下記①及び②の合計による当社普通株式 6,300 株
- ①下記（4）①に記載の国内第三者割当増資の対象株式として当社普通株式 840 株
- ②下記（4）②に記載の海外第三者割当増資の対象株式として当社普通株式 5,460 株
- なお、上記国内第三者割当増資の対象株式数及び海外第三者割当増資の対象株式数は、上記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」（1）①に記載のオーバーアロットメントによる国内売出しの対象株式数及び上記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」（1）②に記載のオーバーアロットメントによる海外売出しの対象株式数に対応します。
- (2) 払込金額の 決定方法 発行価格等決定日に決定します。なお、払込金額は国内一般募集及び海外募集における払込金額と同一とします。
- (3) 増加する資本金及び 資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- (4) 割 当 先 ①国内第三者割当増資
J P モルガン証券株式会社を割当先とする当社普通株式の第三者割当増資（国内第三者割当増資）
- ②海外第三者割当増資
J.P. Morgan Securities plc を割当先とする当社普通株式の第三者割当増資（海外第三者割当増資）
- (5) 申込期間（申込期日） 平成 25 年 11 月 22 日（金）
- (6) 払 込 期 日 平成 25 年 11 月 25 日（月）
- (7) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (8) 上記（5）に記載の申込期間（申込期日）内に申込みのない株式については、発行を打切るものとします。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任します。
- (10) 第三者割当による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

<ご参考>

1. 国内一般募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しの対象について

国内一般募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しは、当社の資金調達先及び株主構成の多様化を図るため、国内の適格機関投資家を対象として行われ、JPモルガン証券株式会社は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って配分を行います。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」（4）①に記載のオーバーアロットメントによる国内売出しは、上記「1. 公募による新株式発行（国内一般募集及び海外募集）」（4）①に記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、JPモルガン証券株式会社が当社株主から840株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる国内売出し）を行うものであります。オーバーアロットメントによる国内売出しの売出数は、840株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる国内売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる国内売出しに関連して、JPモルガン証券株式会社が借入れた株式（以下「国内借入れ株式」という。）の返却に必要な株式をJPモルガン証券株式会社に取得させるために、当社は平成25年10月7日（月）開催の取締役会において、JPモルガン証券株式会社を割当先とする当社普通株式840株の第三者割当増資（国内第三者割当増資）を、平成25年11月25日（月）を払込期日として行うことを決議しております。

また、JPモルガン証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年11月21日（木）までの間（以下「国内シンジケートカバー取引期間」という。）、国内借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「国内シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。JPモルガン証券株式会社が国内シンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、国内借入れ株式の返却に充当されます。なお、国内シンジケートカバー取引期間内において、JPモルガン証券株式会社は国内シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数に至らない株式数で国内シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

オーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数から、国内シンジケートカバー取引によって取得し国内借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「国内取得予定株式数」という。）について、JPモルガン証券株式会社は国内第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため国内第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により国内第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな場合があります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づき登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

J Pモルガン証券株式会社が国内第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、J Pモルガン証券株式会社はオーバーアロットメントによる国内売出しにより得た資金をもとに国内取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる国内売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる国内売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる国内売出しが行われない場合は、J Pモルガン証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、J Pモルガン証券株式会社は国内第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により国内第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所における国内シンジケートカバー取引も行われません。

また、上記「1. 公募による新株式発行（国内一般募集及び海外募集）」（4）②に記載の海外募集及び上記「2. 当社株主による株式売出し（海外売出し）」に記載の海外売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、J.P. Morgan Securities plc が当社株主からJ Pモルガン証券株式会社を経由して5,460株を上限として借入れる当社普通株式の米国及び欧州を中心とする海外（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。）における売出し（オーバーアロットメントによる海外売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる海外売出しの売出数は、5,460株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる海外売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる海外売出しに関連して、J.P. Morgan Securities plc が借入れた株式（以下「海外借入れ株式」という。）の返却に必要な株式をJ.P. Morgan Securities plc に取得させるために、当社は平成25年10月7日（月）開催の取締役会において、J.P. Morgan Securities plc を割当先とする当社普通株式5,460株の第三者割当増資（海外第三者割当増資）を、平成25年11月25日（月）を払込期日として行うことを決議しております。

また、J.P. Morgan Securities plc は、国内シンジケートカバー取引期間と同一の期間（以下「海外シンジケートカバー取引期間」という。）中、海外借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる海外売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「海外シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。J.P. Morgan Securities plc が海外シンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、海外借入れ株式の返却に充当されます。なお、海外シンジケートカバー取引期間内において、J.P. Morgan Securities plc は海外シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる海外売出しに係る株式数に至らない株式数で海外シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

オーバーアロットメントによる海外売出しに係る株式数から、海外シンジケートカバー取引によって取得し海外借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「海外取得予定株式数」という。）について、J.P. Morgan Securities plc は海外第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

得する予定であります。そのため海外第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により海外第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

J.P. Morgan Securities plc が海外第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、J.P. Morgan Securities plc はオーバーアロットメントによる海外売出しにより得た資金をもとに海外取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる海外売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる海外売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる海外売出しが行われない場合は、J.P. Morgan Securities plc による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、J.P. Morgan Securities plc は海外第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により海外第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所における海外シンジケートカバー取引も行われません。

上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る上限の売出数の内訳（オーバーアロットメントによる国内売出し 840 株及びオーバーアロットメントによる海外売出し 5,460 株）並びに国内第三者割当増資の対象株式 840 株及び海外第三者割当増資の対象株式 5,460 株は、国内一般募集株数 5,600 株並びに海外募集株数 28,000 株及び海外売出しに係る売出数 8,400 株を前提とするものであり、最終的な内訳及び対象株式数は、発行価格等決定日に、最終的に決定される国内一般募集株数及び海外募集株数に応じて決定されます。

3. 今回の公募による新株式発行及び第三者割当による新株式発行に伴う発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	364,352 株（平成 25 年 9 月 30 日現在）（注） 1.
公募による新株式発行に伴う増加株式数	33,600 株
公募による新株式発行後の発行済株式総数	397,952 株
第三者割当による新株式発行に伴う増加株式数	6,300 株（注） 2.
第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数	404,252 株（注） 2.

（注） 1. 当社は、新株予約権付社債及び新株予約権を発行しているため、発行済株式総数は平成 25 年 9 月 30 日（月）現在の数字を記載しております。

2. 上記「4. 第三者割当による新株式発行」（1）に記載の募集株式数の全株に対し J P モルガン証券株式会社及び J.P. Morgan Securities plc から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の国内一般募集、海外募集、国内第三者割当増資及び海外第三者割当増資による手取概算額合計上限 11,216,190,000 円について、以下のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 主要開発パイプラインの一部及び新規開発パイプラインの試験研究その他の研究開発費用 (注) 1.	8,916	平成25年11月から 平成30年10月まで
② その他運転資金 (注) 2.	2,300	

(注) 1. 当社の主要開発パイプラインは、パクリタキセルミセル (NK105)、シスプラチン誘導体ミセル (NC-6004)、ダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016) 及びエピルピシンミセル (NC-6300) の研究開発となっております。当社の主要開発パイプラインのうち今後多くの資金需要が発生する見込みであるシスプラチン誘導体ミセル (NC-6004) 及びダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016) の研究開発並びに当社の新規開発パイプラインである抗体とミセル化ナノ粒子技術を結合させるシステムADCM (Antibody Drug-Conjugated-Micelle) 及びsiRNAなどの核酸やタンパク質など高分子医薬品などを対象にした医薬品候補の研究開発に、平成24年11月15日に実施した第三者割当による新株式発行により調達した資金と併せて、今回調達した資金を充当いたします。これらにつきましては、上記の支出予定時期の期間内で、研究開発の進捗に合わせて支出する予定です。

2. 人件費、研究所及び本社機能運営費用等を見込んでおります。

3. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

本資金調達による当期 (平成 26 年 3 月期) の業績に与える影響については、現在、精査中です。確定次第、業績予想の修正が必要となる場合は速やかにお知らせする予定です。また、上記 (1) 「今回の調達資金の使途」に記載の使途を通じ、将来の業績に寄与するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は創業以来、当期純損失を計上しており、利益配当は実施しておりません。

当社の医薬品事業については引き続き研究開発活動を実施していく必要があることから、研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先する方針です。株主への利益還元については重要な経営課題と認識しておりますが、利益計上された段階において、経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当についての方針を検討する所存であります。剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法 (以下「米国証券法」という。) に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

を考えております。配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は会社法第 454 条第 5 項の中間配当を取締役会決議で行うことができる旨、定款に定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の使途

現時点では開発パイプラインの上市に向け、研究開発を継続的に実施する段階のため研究開発資金に充当する予定です。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
1 株当たり当期純損失	3,599.92 円	1,741.80 円	1,885.40 円
1 株当たり年間配当金	－円	－円	－円
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	－%	－%	－%
純資産配当率	－%	－%	－%

(注) 1. 当該 3 決算期間において配当を行っていないため、1 株当たり年間配当金、実績配当性向及び純資産配当率については記載していません。

2. 当該 3 決算期間の自己資本当期純利益率については、当期純損失が計上されているため記載していません。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、転換社債型新株予約権付社債を発行しております。当該転換社債型新株予約権付社債の残高等は平成25年9月30日現在以下のとおりであります。

回号	払込期日	残高 (注) 1	償還日	転換価額 (注) 2	資本組入額 (注) 2
第 1 回転換社債型 新株予約権付社債	平成24年 3 月21日	0 円	平成26年 3 月20日	28,000円	14,000円
第 2 回転換社債型 新株予約権付社債	平成24年 3 月21日	540,000,000円	平成30年 3 月20日	28,000円	14,000円

(注) 1 平成25年9月30日付のウィズ・ヘルスケア P E 1 号投資事業有限責任組合による第 1 回転換社債型新株予約権付社債及び第 2 回転換社債型新株予約権付社債並びにシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合による第 2 回転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権行使後の残高です。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

- 2 転換価額及び資本組入額は、転換により新株式を発行する場合の1株当たりの払込金額及び資本組入額です。

当社は、旧商法及び会社法の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）を発行しております。当該新株予約権の内容は平成25年9月30日現在以下のとおりであります。

発行決議日	新株式発行 予定残数	新株予約権の 行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成16年2月12日	150株	30,399.8円	15,200.8円	自 平成18年1月15日 至 平成26年1月14日
平成16年5月28日	450株	30,399.8円	15,200.8円	自 平成18年1月15日 至 平成26年1月14日
平成16年7月26日	2,050株	30,399.8円	15,200.8円	自 平成18年1月16日 至 平成26年1月14日
平成16年12月13日	100株	30,399.8円	15,200.8円	自 平成18年1月16日 至 平成26年1月14日
平成17年10月17日	100株	30,399.8円	15,200.8円	自 平成19年6月28日 至 平成27年6月27日
平成18年2月20日	50株	39,691.2円	19,846.2円	自 平成19年6月28日 至 平成27年6月27日
平成18年2月20日	50株	39,691.2円	19,846.2円	自 平成20年2月1日 至 平成28年1月31日
平成23年8月12日	2,215株	27,564円	13,782円	自 平成25年8月16日 至 平成30年8月15日
平成24年5月10日	150株	55,125円	27,563円	自 平成26年5月12日 至 平成31年5月11日
平成24年5月22日	150株	53,658円	26,829円	自 平成26年5月24日 至 平成31年5月23日
平成25年5月24日	225株	332,000円	166,000円	自 平成25年6月10日 至 平成30年6月9日

なお、今回の公募による新株式発行及び第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数上限404,252株に対する潜在株式数の比率は6.18%となる見込みです。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づき登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式の発行

払込期日	平成24年11月15日
調達資金の額	685,676,000円(差引手取概算額)
発行価額	1株につき金57,473円
募集時における発行済株式数	236,395株
当該募集による発行株式数	12,000株
募集後における発行済株式総数	248,395株
割当先	信越化学工業株式会社
発行時における当初の資金使途	主要開発パイプライン及び新規開発パイプラインの試験研究その他の研究開発費用
発行時における支出予定時期	平成25年1月以降平成28年12月頃まで
現時点における充当状況	当初の資金使途に従い100百万円を充当しております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

・第三者割当による第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債並びに第8回新株予約権の発行

(i) 第三者割当による第1回転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	平成24年3月21日
調達資金の額	8億4,000万円(差引手取概算額)
転換価額	28,000円
募集時における発行済株式数	234,885株
割当先	ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合 シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合
当該募集による潜在株式数	29,988株
現時点における転換状況	転換済株式数(行使済株式数): 29,988株 (残高0円、転換価額(行使価額) 28,000円)
現時点における潜在株式数	0株

(ii) 第三者割当による第2回転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	平成24年3月21日
調達資金の額	8億6,000万円(差引手取概算額)
転換価額	28,000円
募集時における発行済株式数	234,885株
割当先	ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合 シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合
当該募集による潜在株式数	30,702株
現時点における転換状況	転換済株式数(行使済株式数): 11,424株 (残高540,000,000円、転換価額(行使価額) 28,000円)
現時点における潜在株式数	19,278株

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

(iii) 第三者割当による第8回新株予約権の発行

割 当 日	平成 24 年 3 月 21 日
発行新株予約権数	67 個
発 行 価 額	総額 14,539,000 円 (新株予約権 1 個当たり 217,000 円)
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	2,024,539,000 円 (内訳) 新株予約権発行分 14,539,000 円 新株予約権行使分 2,010,000,000 円
募集時における 発行済株式数	234,885 株
割 当 先	ウィズ・ヘルスケア P E 1 号投資事業有限責任組合 : 62 個 シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合 : 5 個
当該募集による 潜在株式数	潜在株式数 : 67,000 株
現時点における 行 使 状 況	行使済株式数 : 67,000 株
現時点における 潜 在 株 式 数	0 株
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	2,024,539,000 円

(iv) 資金使途及び充当状況

発行時における 当初の資金使途	ナノプラチン®の臨床開発並びに原薬及び製剤製造費用 2,760 百万円 ダハプラチン誘導体ミセルの臨床開発並びに原薬及び製剤製造費用 912 百万円
発行時における 支 出 予 定 時 期	ナノプラチン®の臨床開発並びに原薬及び製剤製造費用 平成 24 年 4 月から平成 28 年 3 月まで ダハプラチン誘導体ミセルの臨床開発並びに原薬及び製剤製造費用 平成 24 年 4 月から平成 28 年 3 月まで
現時点における 充 当 状 況	(i) 及び (ii) の社債発行により調達した 1,160 百万円のうち 600 百万円を 当初の資金使途に従い充当しております。 (iii) の新株予約権発行により調達した 2,024,539,000 円を当初の資金使途に 従い充当する予定です。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法 (以下「米国証券法」という。) に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

・第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	平成 23 年 10 月 14 日
調 達 資 金 の 額	290,070,000 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	1 株につき金 26,370 円
募集時における 発行済株式数	223,885 株
当該募集による 発行株式数	11,000 株
募集後における 発行済株式総数	234,885 株
割 当 先	興和株式会社
発行時における 当初の資金使途	エピルピシンミセル (NC-6300) の前臨床試験その他の研究開発費用
発行時における 支出予定時期	平成 23 年 11 月以降平成 25 年 10 月頃まで
現時点における 充 当 状 況	当初の資金使途に従い 290,070,000 円を充当しております。

②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
始 値	24,220 円	26,200 円	40,000 円	391,000 円
高 値	64,100 円	43,800 円	495,500 円	563,000 円
安 値	10,100 円	18,310 円	30,500 円	138,100 円
終 値	26,620 円	40,850 円	389,000 円	298,800 円
株価収益率	—	—	—	—

(注) 1. 平成 26 年 3 月期の株価については、平成 25 年 10 月 4 日現在で記載しています。

2. 平成 23 年 3 月期から平成 25 年 3 月期までの株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。また、平成 26 年 3 月期については未確定のため記載しておりません。

③過去 5 年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法 (以下「米国証券法」という。) に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

(4) ロックアップについて

国内一般募集並びに海外募集及び海外売出しに関連して、当社はグローバル・コーディネーターに対し、当該募集及び売出しに関する引受契約の締結日に始まり当該募集及び売出しに係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換できる有価証券の発行又は当社株式を受け取る権利を表章する有価証券の発行等（ただし、国内一般募集、海外募集、海外売出し、海外第三者割当増資、国内第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除きます。）を行わない旨合意しております。

上記の場合において、グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

また、国内一般募集並びに海外募集及び海外売出しに関連して、ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合並びに当社代表取締役社長はグローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の譲渡、移転又は処分等を原則として行わない旨合意しております。

上記の場合において、グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

II. 主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

平成25年10月7日開催の取締役会において決議いたしました上記「I. 新株式発行及び株式売出し」2. 当社株主による株式売出し（海外売出し）」に記載の海外売出しに伴い、主要株主である筆頭株主の異動が見込まれるものであります。

2. 異動する株主の概要

主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 名 称	ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合
(2) 所 在 地	東京都港区愛宕二丁目5番1号
(3) 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号、その後の改正を含む。）
(4) 組 成 目 的	高齢化の進展、医療費の増大、癌をはじめとする難治性疾患の克服、といった日本を含めた先進国の社会、生活環境を脅かす問題を解決し、尊い命を守り、より健やかな生活を実現するために、独創的な科学上の発見や技術革新をもとに医薬品開発を進める企業に投資をすること
(5) 組 成 日	平成23年4月28日

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

(6) 出資の総額	53.2億円	
(7) 出資者・出資比率 ・出資者の概要	独立行政法人中小企業基盤整備機構 37.6% ※上記以外に10%以上の出資者はありません。 その他有限責任組員12名 55.5% 株式会社ウィズ・パートナーズ（無限責任組員） 6.9%	
(8) 業務執行組員の概要	名 称	株式会社ウィズ・パートナーズ
	所 在 地	東京都港区愛宕二丁目5番1号
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 CEO 安東 俊夫
	事 業 内 容	1. 国内外のライフサイエンス（バイオテクノロジー） 分野・IT（情報通信）分野などを中心とした企業に 対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・ 運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運 用業
	資 本 金	1億円
(9) 上場会社と当該 ファンドとの関係	上場会社と 当該ファンド との関係	当該ファンドは、平成25年9月30日現在、当社株式39,137 株、第2回転換社債型新株予約権付社債500,000,000円を 保有しております。（注）
	上場会社と業 務執行組員 との関係	当社社外取締役である松村淳及び飯野智は、それぞれ、株 式会社ウィズ・パートナーズの代表取締役副社長COO及び シニア・マネージングダイレクターを兼務しております。

(注) 当該ファンドによる平成25年9月30日付の第1回転換社債型新株予約権付社債及び第2回転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権行使後の株数及び残高を記載しております。

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合（注）	大株主順位
異 動 前 (平成25年9月30日現在)	39,137 個 (39,137 株)	10.74%	第1位
異 動 後	31,437 個 (31,437 株)	7.90%	第1位

(注) 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成25年9月30日現在の総株主の議決権の数364,352

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

個をもとに算出しております。

異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 25 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数 364,352 個に、上記「I. 新株式発行及び株式売出し 1. 公募による新株式発行（国内一般募集及び海外募集）」に記載の新株式発行により増加する株式数に係る議決権の数 33,600 個を加算して算出した議決権の数 397,952 個をもとに算出しております。

4. 異動予定年月日

上記「I. 新株式発行及び株式売出し 2. 当社株主による株式売出し（海外売出し）」（7）に記載の海外売出しにおける受渡期日

5. 今後の見通し

当該異動による業績等への影響はありません。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。